

**二本松市男女共同参画基本計画**

**令和元年度事業実施計画**

**二本松市**

# 目 次

令和元年度事業実施計画の策定にあたって	・ ・ ・ ・ ・ 1
二本松市男女共同参画基本計画の基本的な考え方	・ ・ ・ ・ 2
二本松市男女共同参画基本計画の体系	・ ・ ・ ・ 4
事業実施計画	・ ・ ・ ・ 6～

## 令和元年度事業実施計画の策定にあたって

平成17年12月1日、新市の誕生と合わせ「二本松市男女共同参画推進条例」を施行しました。この条例に基づく「二本松市男女共同参画基本計画」(以下、「基本計画」)は、現在、平成29年度～平成33年度の5年間を計画期間としております。

男女が、等しく人権を尊重され、あらゆる機会に共に参画し、互いに支え合い、喜びも責任も分担し合う男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の社会にとって最重要課題のひとつです。

今日、女性の活躍が進んできていますが、社会の慣行や意識の中には、いまだに性に基づく男女の役割を固定的にとらえる考え方が根強く残っており、真の男女平等を阻害する要因となっています。

また、急激な少子化の進行は、社会制度の根幹に関わる課題であり、安心して子どもを産み、育てることのできるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図るための環境整備や、育児や介護を男女が共に担うことのできる社会環境の整備を進めていかなければなりません。

基本計画は、すべての市民が個人として尊重され、性別にかかわらず、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野とともに参画し、責任を担う社会を市民の皆さんと一緒に実現していくことを目指しています。

この度、基本計画に掲げた目標を具体的に推進していくため、令和元年度事業実施計画を策定いたしました。

目標の実現を目指し、各事業の着実な推進に努めてまいりますので、関係機関、団体、事業所をはじめ市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、事業によっては、開催時期や会場等が変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

令和元年6月

# 二本松市男女共同参画基本計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

昭和 50（1975）年の国際婦人年以降、人間らしく平等に生きたいという女性たちの意識の高まりは世界的な広がりを見せ、各国で男女平等に向けた様々な取り組みがなされています。

我が国における男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取り組みとも連動しながら、着実に進められてきました。男女がともに一人の人間として尊重され、それぞれの個性や能力を発揮できる社会の形成に向け、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、国際社会の取組とも連動しながら法制度の整備も進んできました。

しかしながら、性に基づく男女の役割を固定的にとらえる考え方はいまだに社会慣行や人々の意識の中に根強く残り、真の男女平等の実現を阻害する要因となっています。

性別役割分担意識を強調する考え方やそれに起因する女性への人権侵害は、個人の多様な生き方の可能性を狭め、自立を妨げるものとなることから、人権の尊重を基本とした男女の対等な関係を目指し、あらゆる分野において性的役割分担意識に基づく制度や慣行の解消に努めていくことが必要です。

さらに、長期にわたる経済活動の停滞や、長時間勤務・転勤を当然とした男性中心の働き方を前提とした労働慣行等を背景に、男女の仕事と生活を取り巻く雇用環境は変化し、また、女性のライフスタイル、少子高齢化の進行と家族形態の変化等、我が国の社会経済環境は急激に変化し続けており、この変動を乗り切るためにも、男性も女性もすべての個人が、性別にかかわらず自己の能力を自らの意志に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を担う「男女共同参画社会」の実現が求められています。

本市では、合併後に施行された「二本松市男女共同参画推進条例」に基づき、平成 18（2006）年度と平成 23（2011）年度に、それぞれ 5 年間を計画期間とする「二本松市男女共同参画基本計画」を策定し、女性も男性も性別による固定的役割分担や偏見にとらわれず、社会的圧力によって望まない生き方を強いられることなく、自分らしい生き方を自らの意思で選ぶことができる社会の実現を目指し、市民の皆さんと共に推進してまいりました。

この間、経済情勢の好転や少子高齢化等を原因とする労働者人口の不足が進み、女性の社会進出についてますます期待が高まっており、国においても「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）」が制定されたところです。

このような社会全体における女性活躍の動きの拡大や、社会情勢の変化に対応するため、これまでの計画を見直し、新たに平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度の 5 年間を計画期間とした「二本松市男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画は市民の皆さんの積極的な協力なしでは実現できません。この新しい社会の形成過程へのご理解と積極的な参加をお願いします。

## 2 基本理念

男女共同参画社会形成の必要性を踏まえ、この計画の基本理念を次のとおりとします。

すべての市民が個人として尊重され、性別にかかわらず、  
自己の能力を自らの意志に基づいて発揮することができ、  
あらゆる分野とともに参画し、責任を担う社会

具体的には、次のような社会です。

- ① 個人が、自らの意思に基づき、その個性に応じて  
主体的に生き方を選択でき、その選択が尊重される社会
- ② すべての人が、性別による差別的取り扱いを受けることなく、  
互いの性と人権が尊重される社会
- ③ 誰もが、性別にとらわれることなく、充実した  
家庭・職場・地域における活動と責任を担うことができる社会
- ④ 国籍に関わらず、一人ひとりが多様な価値観・文化を受容し、  
世界の人びとと連携して共生できる社会

## 3 計画推進の視点

基本理念に掲げる社会を実現するため、すべての施策について次の4つの視点で計画を推進します。

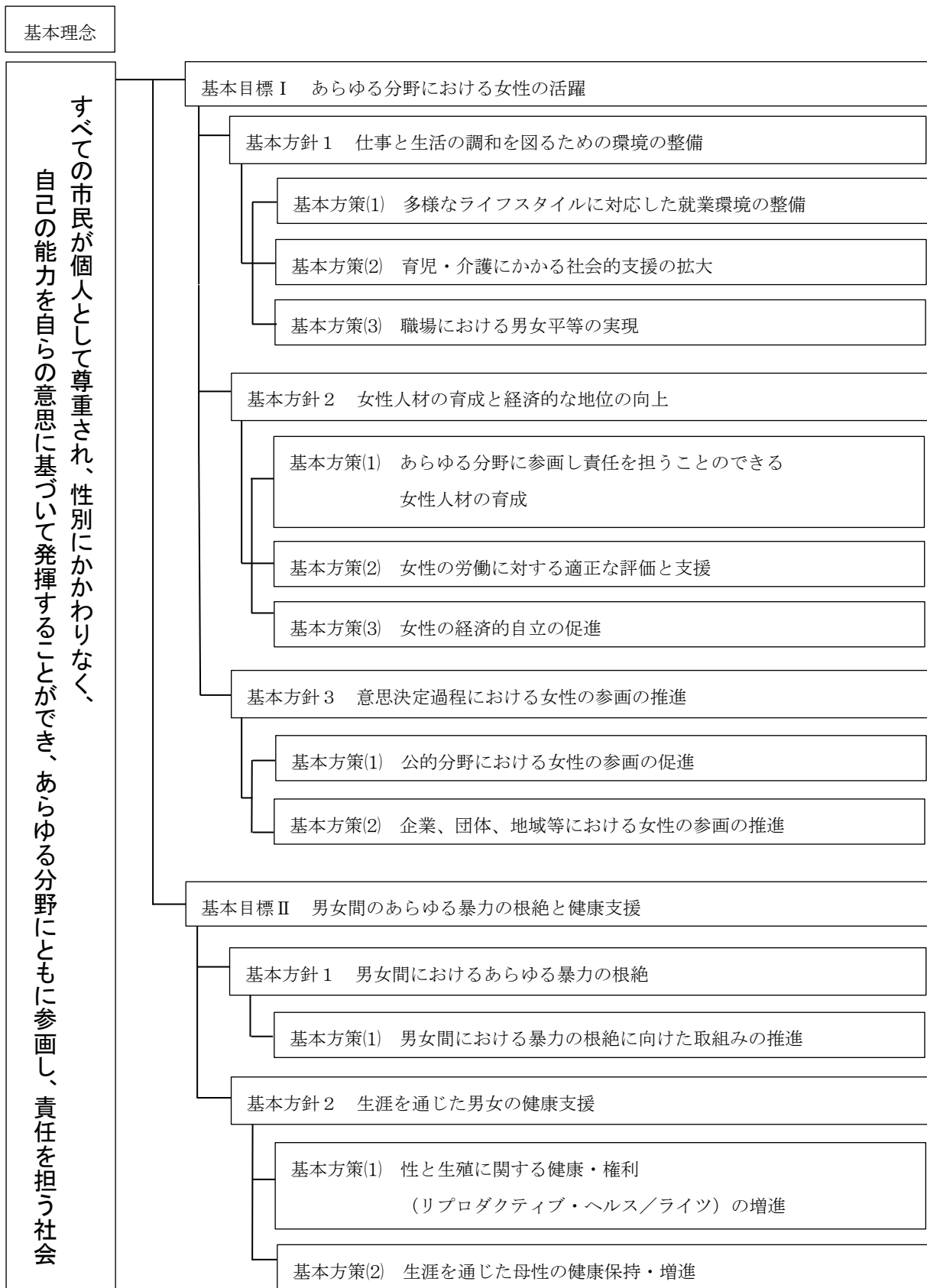
- ① 人権の尊重と男女平等の実現
- ② 社会的性別（ジェンダー）の視点の浸透
- ③ 女性のエンパワーメントの推進と活躍のための環境整備
- ④ 地域の実情を踏まえた主体的な取組、推進体系の強化

## 4 計画の基本目標

基本理念を具体的な施策として実施していくため、次の4つを計画の基本目標とし、施策を体系づけています。

- 【基本目標Ⅰ】あらゆる分野における女性の活躍
- 【基本目標Ⅱ】男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援
- 【基本目標Ⅲ】男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、推進
- 【基本目標Ⅳ】計画の推進

## 5 男女共同参画基本計画の体系



基本理念

すべての市民が個人として尊重され、性別にかかわらず、  
自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野にともに参画し、責任を担う社会

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、推進

基本方針1 男女共同参画意識の普及・啓発

基本方策(1) 男女共同参画意識の普及・啓発の推進

基本方策(2) 学校教育における  
社会的差別（ジェンダー）にとらわれない男女平等教育の推進

基本方策(3) 広報における人権尊重の推進

基本方針2 男女共同参画に関する家庭・地域での実践拡大

基本方策(1) 家庭・地域における学習機会の充実

基本方策(2) 家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大

基本方針3 国際社会における男女共同参画の推進

基本方策(1) 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進

基本方策(2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

基本方針4 男女共同参画の視点に立った防災対策

基本方策(1) 防災分野における男女共同参画の推進

基本目標Ⅳ 計画の推進

基本方針1 推進体制

基本方策(1) 市民参加による推進体制

基本方策(2) 関係機関・団体との連携

基本方策(3) 福島県男女共生センターとの連携

基本方策(4) 独立行政法人国際協力機構 二本松青年海外協力隊訓練所等  
との連携

基本方針2 進行管理

基本方策(1) 進行管理

## 基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

### 基本方針 1 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

#### 基本方策 (1) 多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
1	男性の育児・介護休業制度の利用促進 (事業所向け)	男性の育児・介護休業制度について周知し、取得促進のための職場環境整備に向けた啓発活動を行う。	—	商工課
2	次世代育成支援推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の実施	1 女性活躍推進法の施行に伴い、同法及び次世代育成支援推進法に基づく一体の特定事業主行動計画を策定・公表する。 2 母性保護、育児休業、育児休暇等の各種制度の周知 3 男性職員の育児参画、育児休業取得の促進に係る周知 4 女性職員の人材確保、育成、職場環境整備等の促進	—	人事行政課
3	事業所内託児施設助成金制度等広報	国や県が中小企業に対して行う支援策について啓発活動を行う。	—	子育て支援課

#### 基本方策 (2) 育児・介護にかかる社会的支援の拡大

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
4	延長保育等の促進	1 乳児保育 (生後 6 ヶ月) の実施 (公立 5 ヶ所・私立 9 ヶ所) 2 延長保育の実施 (公立 5 ヶ所・私立 9 ヶ所) 3 一時保育の実施 (公立 5 ヶ所・私立 3 ヶ所)	14,468	子育て支援課
5	一時預かり事業 (幼稚園型)	1 公立幼稚園での実施 2 私立認定こども園への対象経費補助	19,667	子育て支援課
6	放課後児童健全育成事業	放課後に保護者が家庭にいない勤労世帯の子育てを支援するため「学童保育所」を設置運営する。 ・二本松地域 指定管理者 7 ヶ所 (二本松南、塩沢、岳下、安達太良、杉田、石井、大平学童保育所) 民間開設 1 ヶ所 (同朋幼稚園) ・安達地域 直営 5 ヶ所 (油井第 1・第 2・第 3、渋川、川崎学童保育所) 民間開設 1 ヶ所 (ふくしまグリーンキャンパス) ・岩代地域 直営 1 ヶ所 (岩代学童保育所) ・東和地域 直営 1 ヶ所 (東和学童保育所)	155,197	子育て支援課



整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
7	放課後子ども教室推進事業	放課後に子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域住民やボランティアとともに学習、スポーツ及び文化活動等を実施する。 【事業計画】 ・あだち子ども教室 ・とうわ子ども教室 ・いわしろ子ども教室 ・大平子ども教室 ・すぎた子ども教室 (新規)	2,475	生涯学習課
8	ファミリーサポートセンター活動推進事業	地域における子育て支援活動を支援するため、ファミリーサポートセンター運営に要する経費の一部を助成する。	4,589	子育て支援課
9	待機児童解消対策事業	待機児童解消のため、民間事業者の施設整備等に対し補助を行う。	2,000	子育て支援課
10	保育所・幼稚園保育料助成事業	子育て支援のため保育所、こども園、幼稚園保育料の無料化、一部助成を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子育て世帯の市外からの流入、定着を促す。	34,057	子育て支援課
11	私立幼稚園就園奨励費補助事業	家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図り、幼稚園教育の振興に資することを目的とする。	25,105	子育て支援課
12	子ども医療費助成事業	出生から18歳までの子どもの医療費の一部負担金及び食事療養費定額負担分を助成する。	244,610	国保年金課
13	高齢者福祉サービス	1 配食サービス 2 地域包括支援センター業務委託 (家族に対する指導助言、サービス申請の受付) 3 特別養護老人ホーム整備 (借入金の償還助成) 4 案内パンフレットの作成	12,374 101,674 27,492 —	高齢福祉課

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
14	障がい者福祉サービス	<p>障がいの種別に関わらず、障がい者が日常生活において求める介護給付サービス・訓練等給付サービスについて障がい者個々に支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉サービス (介護給付) (527,110 千円)</li> <li>(訓練等給付) (325,288 千円)</li> <li>・自立支援医療 (31,941 千円)</li> <li>・補装具費の支給 (11,709 千円)</li> <li>・地域生活支援事業 (33,953 千円)</li> <li>・在宅介護者支援事業 (介護者激励金の支給) (660 千円)</li> <li>・広報にほんまつへの記事掲載による周知</li> </ul>	930,661	福祉課
15	多様な形態の家庭への支援 (手話通訳関係)	<p>聴覚障がい者・児の意思疎通を援助する手話通訳者の養成、支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者研修会の開催 (80 千円)</li> <li>・手話通訳奉仕員養成講座の開催 (424 千円)</li> <li>・手話講習会の開催 (70 千円)</li> </ul>	574	福祉課
16	多様な形態の家庭への支援 (ひとり親家庭医療費助成事業)	ひとり親家庭の医療費の一部を助成	6,615	子育て支援課
17	男女の「出会いの場」を設ける事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚活イベントの実施</li> <li>・事前講習会の実施</li> <li>・成果検証の実施</li> </ul>	3,800	子育て支援課
18	結婚お世話役	・研修会及び結婚お世話役情報交換会の実施	620	子育て支援課

基本方策（3）職場における男女平等の実現

整理番号	事業名	事業計画（R1）	予算額（千円）	担当課
19	地域子育て支援センターの運営	<p>子育て支援センター事業 （5ヵ所：二本松地域、安達地域、岩代地域小浜、岩代地域新殿・旭、東和地域）</p> <p>1 育児相談の実施 2 子育てサークルの育成 3 保育資源の情報提供 4 親子教室の開催 5 育児の広場の開催 6 育児セミナーの開催</p> <p>※センター間の情報交換</p>	21,758	子育て支援課
20	労働に関する女性の基本的権利の広報・啓発	<p>1 男女雇用機会均等法のポイントやあらましについて周知し、法律の理解促進を図る。</p> <p>2 職場における女性の働く権利保護のため、男女雇用機会均等法のポイントやあらましについて啓発活動を行う。</p>	—	商工課

基本方針2 女性人材の育成と経済的な地位の向上

基本方策（1）あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

整理番号	事業名	事業計画（R1）	予算額（千円）	担当課
21	女性指導者の育成	二本松市婦人団体連合会のリーダー育成や男女共同参画形成に関する学習のために補助金を交付する。	205	生涯学習課
22	女性学級等の開催	女性自らが学習することで資質や能力の向上を図り豊かなライフワークの創造を促進する。	664	生涯学習課
23	事業所等人材育成補助	市内事業所等の優秀な人材の育成・確保を促進するために、研修受講費の一部を補助する。	1,000	商工課

基本方策（2）女性の労働に対する適正な評価と支援

整理番号	事業名	事業計画（R1）	予算額（千円）	担当課
24	自営業就業女性の労働条件改善と団体育成	二本松商工会議所女性会、あだたら商工会女性部等と連携し、啓発活動を行う。	—	商工課
25	農業就業女性の労働条件改善と団体育成	農家世帯の女性の労働条件改善のための各種研修、意見交換、交流事業を推進するとともに、農産物加工品等の販売等の支援を通じ、経済的自立を支援するため、生活研究グループの活動に対して、引き続き活動助成、事業支援を行う。	154	農振課

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
26	農村女性の地位向上支援	・パンフレット等による周知活動 ・県家族経営協定セミナー参加周知	—	農振課

基本方策 (3) 女性の経済的自立の促進

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
27	女性の就業相談会、求人情報の提供	ハローワーク二本松と連携し、求人に関する情報の提供 (毎週発行) を行う。	—	商工課

基本方針3 意思決定過程における女性の参画の推進

基本方策 (1) 公的分野における女性の参画の促進

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
28	女性委員の登用促進	市の行政審議会、委員会等における女性委員の構成比率30%以上を目標に、庁内への取組み要請を行う。	—	秘書政策課
29	広聴制度の利用促進	機会を捉えて男女共同参画の趣旨を踏まえ広聴制度を周知し、より一層意見・提言が提出されるように利用促進を図る。	—	秘書政策課
30	女性職員の採用と登用促進	1 市職員採用に係る男女機会均等の確保 2 女性職員の職域拡大の検討 3 研修等を活用した女性職員の能力開発 4 女性職員の管理職への登用	—	人事行政課

基本方策 (2) 企業、団体、地域等における女性の参画の促進

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
31	組織・団体のトップへの女性の登用	P T A ・保護者会・行政区等における女性委員の構成比率30%を目標に、庁内への取組み要請を行う。	—	秘書政策課
32	女性登用促進のための啓発活動推進	企業・事業所において女性の管理・監督者への登用を促進するための啓発活動を推進する。	—	商工課
33	地域活動の意思決定過程への女性の参画促進啓発	市の行政審議会、委員会等における女性委員の構成比率30%以上を目標に、庁内への取組み要請を行う。	—	秘書政策課

## 基本目標Ⅱ 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

### 基本方針1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

#### 基本方策（1）男女間における暴力の根絶に向けた取組みの推進

整理番号	事業名	事業計画（R1）	予算額（千円）	担当課
34	男女間における暴力の根絶に向けた啓発	1 市広報紙による広報 2 市ウェブサイトによる広報 3 関係機関との連携	—	健康増進課
34	男女間における暴力の根絶に向けた啓発	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）やDV防止に関する広報・啓発を行うとともに、国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」（11月25日）に連動した国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間において実施する。また、高齢者への虐待防止の啓発活動を行う。	—	福祉課
34	男女間における暴力の根絶に向けた啓発	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）やDV防止に関する広報・啓発を行うとともに、国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」（11月25日）に連動した国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間において実施する。	—	子育て支援課
34	男女間における暴力の根絶に向けた啓発	高齢者への虐待防止の啓発活動を行う。 1 市広報紙・ホームページによる広報 2 関係機関との連携 ・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会議の開催 3 高齢者虐待対応ケース会議の開催 4 高齢者虐待防止講演会	— 104 63 20	高齢福祉課
35	セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	防止に向けた広報・啓発を行う。	—	生活環境課
36	性暴力等の防止活動	1 市広報紙に、人権擁護委員の活動、仕事を掲載 2 広報等によるセクシュアル・ハラスメント防止活動 3 人権啓発活動の推進、人権相談所、行政相談所の開設	470	生活環境課
37	性犯罪・売買春防止のための防犯活動促進	1 地域安全パトロール (毎週2～3回 夜間巡回パトロール) 2 ピンクビラ等除去活動 一戸一灯防犯活動 3 市広報紙への防犯啓発記事掲載	4,639	生活環境課
37	性犯罪・売買春防止のための防犯活動促進	少年センター補導委員による地域パトロール	628	生涯学習課

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
38	相談体制の充実 (人権)	人権擁護委員と連携した相談活動の実施	—	生活環境課
39	相談体制の充実 (民生委員・児童委員)	民生委員・児童委員と連携した相談活動の実施	—	福祉課
40	相談体制の充実 (家庭児童相談員)	家庭児童相談員と連携した相談活動の実施	6,657	子育て支援課

## 基本方針2 生涯を通じた男女の健康支援

### 基本方策 (1) 性と生殖に関する健康・権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) の増進

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
41	「性と生殖に関する健康・権利」の理解促進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両親学級の開催</li> <li>2 出産後の家庭訪問実施               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第1子及び第2子以降の要支援者の訪問 (保健師・助産師)</li> <li>(2) 上記以外の乳児 (4ヵ月未満児) 訪問委託 (子育て支援課協同) 訪問目標100%</li> </ol> </li> <li>3 育児不安に悩む保護者への支援</li> <li>4 不妊治療費助成事業</li> <li>5 産後ケア事業</li> <li>6 子育てアプリ配信</li> </ol>	13,426	健康増進課
42	生徒指導力の向上及び性教育の推進	・産婦人科医による性教育教室の実施	205	学校教育課
43	妊婦健康診査事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 妊婦健康診査費用及び産後1ヵ月健康診査の助成 (契約外施設妊婦健診補助含む)</li> <li>2 抗Dヒト免疫グロブリン接種補助</li> <li>3 新生児聴覚検査費用助成</li> <li>4 1ヵ月児健康診査助成</li> </ol>	52,873	健康増進課
44	不妊治療費助成事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般不妊治療費助成</li> <li>2 特定不妊治療費助成</li> <li>3 不妊相談</li> <li>4 啓発活動</li> </ol>	9,240	健康増進課

整理 番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
45	出産時交通費 補助事業	出産時の緊急用タクシー代助成	1,100	健康増進課
46	産後ケア事業	産婦と4ヵ月以内の乳児を対象に、市内病院と連携して母子の健康状態の確認、乳房ケア、育児相談等を行う。 利用期間（1人あたり） 日帰りケア：原則7日以内 宿泊ケア：原則7泊以内	3,151	健康増進課
47	子育てアプリ 事業	1 配信対象 妊娠初期から3歳の誕生日まで 予防接種に関しては、対象年齢（小学高学年） 2 配信回数 （1）妊娠期（妊娠7週0日から37週0日まで） 週1回程度 （2）出産後（3歳誕生日まで）	—	健康増進課

### 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、推進

#### 基本方針1 男女共同参画意識の普及・啓発

##### 基本方策（1）男女共同参画に関する広報・啓発の推進

整理番号	事業名	事業計画（R1）	予算額（千円）	担当課
48	「社会的性別（ジェンダー）の視点」の理解促進	1 市ウェブサイトや広報紙への記事掲載（更新） 随時 2 福島県男女共生センター主催事業等のPR 随時	—	秘書政策課
49	「女性の権利」広報（人権）	市広報紙等による女性の権利に関する制度等の啓発	—	生活環境課
50	相談窓口及び救済機関の情報提供（人権）	市広報紙による女性の差別等に関する相談窓口等を案内	—	生活環境課

##### 基本方策（2）学校教育における社会的性別(ジェンダー)にとらわれない男女平等教育の推進

整理番号	事業名	事業計画（R1）	予算額（千円）	担当課
51	社会的性別（ジェンダー）にとらわれない男女平等教育の推進	1 幼稚園における教育 ・男女仲良く遊ぼうとする運動遊び、集団遊びを実施する。 ・「生きいき運動」を工夫・推進する。 2 小・中学校における教育・学級活動、保健学習で、男女の平等、互いを尊重する気持ちを育てる学習を展開する。 ・道徳の時間（道徳科）において、個性の伸長、男女平等、相互理解などの心情、態度を育てる指導を展開する。	—	学校教育課
52	性別にとらわれない進路指導の推進	1 小学校から中学校への進路指導 ・総合的な学習の時間における地域学習を積極的に実施する。 ・人と触れ合い、働くことの意義や生き方を考える学習活動を積極的に展開する。 2 中学校から高等学校への進路指導 ・職場体験を充実させ、性別にとらわれない勤労観と勤労意欲を育てる。	—	学校教育課



基本方策（3）広報における人権尊重の推進

整理番号	事業名	事業計画（R1）	予算額（千円）	担当課
53	広報紙の表現適正化	毎月の「広報にほんまつ」の編集にあたっては、男女共同参画に配慮した表現等の適正化の観点から点検を実施する。	—	秘書政策課

基本方針2 男女共同参画に関する家庭・地域での実践拡大

基本方策（1）家庭・地域における学習機会の充実

整理番号	事業名	事業計画（R1）	予算額（千円）	担当課
54	家庭教育学級・講座の開催と情報提供	家庭教育学級の開催	360	生涯学習課
55	男女共同参画関連講座の開催	市民大学セミナー・市民講座・女性学級・高齢者学級の講座に男女問わず積極的に参加できるような講座を企画する。	2,738	生涯学習課
56	男性の講座参加促進	男女問わず積極的に参加できるような講座を企画する。	2,738	生涯学習課

基本方策（2）家庭・地域における男女の参画促進と実践の拡大

整理番号	事業名	事業計画（R1）	予算額（千円）	担当課
57	無償労働に対する理解促進	市ウェブサイトによる広報	—	秘書政策課
58	男女がともに参画する能力アップ実践講座（家事）	参加を促進するため休日にも家庭教育学級を開催する。	360	生涯学習課
59	男女がともに参画する能力アップ実践講座（育児）	乳幼児健診・健康相談時の集団指導、個別相談及び事後訪問時の両親支援	14,585	健康増進課
60	男女がともに参画する能力アップの取り組み（育児）	男女がともに子どもの読書活動に参画し、育児能力の向上を図る。 ・ブックスタート事業	779	子育て支援課

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
60	男女がともに参画する能力アップの取組み (育児)	夫婦がともに育児をし、子どもの読書活動に参画する。 ・ブックステップ事業 (3歳児健診時のえほん読み聞かせ、3歳児及び4歳児へのえほんの配布、えほんフェスティバルの開催)	1,007	生涯学習課
61	男女がともに参画する能力アップ実践講座 (介護)	1 家族介護教室の開催 2 認知症家族懇話会の開催	132 189	高齢福祉課

### 基本方針3 国際社会における男女共同参画の推進

#### 基本方策 (1) 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
62	海外派遣事業	「市民の翼」中学生海外派遣事業	15,588	秘書政策課
63	国際留学金支給事業	海外に留学する若者に国際留学奨学金を支給する。 ・長期留学 (科目履修等) ・短期留学 (語学クラス等)	2,000	秘書政策課

#### 基本方策 (2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
64	定住外国人支援事業	定住外国人支援ガイドブック (英語版・中国語版) の配布を行う。	—	秘書政策課
65	インバウンド誘客促進事業	1 多言語字幕入りPR動画作成 2 多言語対応パンフレット (英語・簡体語) ※簡体語：主に中国本土で使用、繁体語：主に台湾で使用	1,782	観光課

### 基本方針4 男女共同参画の視点に立った防災対策

#### 基本方策 (1) 防災分野における男女共同参画の推進

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
66	女性防火クラブの育成・強化と女性消防団員の防災への参画推進	女性防火クラブが地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動を行えるよう、日頃から防災知識の普及啓蒙や防災訓練等を実施する。また、女性消防団員を募集し、消防団・消防署が行う主要行事への参加、火災・防災に対する啓発・広報活動などでの活躍を推進することで、防災等への女性の参画を推進する。	550	生活環境課

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
67	女性団体等の防災・復興への参画推進	防災・復興に関し、意思決定の場において女性団体等との連携を図るとともに、女性の参画を推進する。	314	生活環境課
68	災害時要援護者避難支援事業 (避難支援プラン「個別計画」作成)	災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否確認、また避難所等での生活支援を的確に行うために、災害時要援護者を支援するための必要な情報を把握し関係者間で共有する。	1,022	高齢福祉課

#### 基本目標Ⅳ 計画の推進

##### 基本方針1 推進体制

##### 基本方策 (1) 市民参加による推進体制

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
69	男女共同参画審議会	1 会議の開催	206	秘書政策課
		2 審議会委員研修の開催	72	

##### 基本方策 (2) 関係機関・団体との連携

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
70	関係機関・団体との連携	福島県男女共生センターをはじめ、関係機関や団体との連携を強化して、男女共同参画社会の形成に向けた意識の高揚と計画の推進を図る。	—	秘書政策課

##### 基本方策 (3) 福島県男女共生センターとの連携

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
71	福島県男女共生センターの活用	1 福島県男女共生センター主催事業への市民の参加のPR 2 福島県男女共生センター相談室の啓蒙	—	秘書政策課

##### 基本方策 (4) 独立行政法人国際協力機構 二本松青年海外協力隊訓練所等との連携

整理番号	事業名	事業計画 (R1)	予算額 (千円)	担当課
72	二本松青年海外協力隊の広報	市ウェブサイトにおいて、協力隊事業等の広報を行う。	—	秘書政策課

基本方針2 進行管理

基本方策（1）進行管理

整理番号	事業名	事業計画（R1）	予算額 （千円）	担当課
73	男女共同参画 基本計画進行 管理	1 毎年度、年度はじめに男女共同参画実施計画書を作成する。 2 毎年度、年度終りに男女共同参画実施報告書を作成し、公開する。	—	秘書政策課